

一般財団法人北海道公立学校教職員互助会

住宅資金貸付必要書類等一覧表

※貸付申込みは、完成日又は取得日の前3月以内です。

■貸付申込事由

新築	新たに住宅を建てること。	購入	他人のものの所有権を自己に移転すること。
増築	既存の住宅に更に建て加えること。	借入れ	目的物につき賃貸借契約等を結ぶこと。 (権利金、敷金等を一時に払い込むことをいう。)
改築	既存の住宅の全部又は一部を除去して、前の規模、構造、用途と著しく異なるものを引き続きその場所に建てること。		敷地の補修
移築	既存の住宅を壊し、その材料で他の場所に建てること。		
修理	既存の住宅に増改築に至らない程度の改変を加えること。 (大規模の修繕、模様替えは修理に含める。)		

■共通必要書類

申込事由	必要書類	注意事項
共通	①住宅資金貸付申込書 (別記様式1-2) ②住宅資金借用証書 (別記様式2-2) ③住宅資金貸付に関する誓約書 (別記様式7) ④貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書 (別記様式14)	*定年退職まで5年以内で申し込む場合は、次の書類も必要 ⑤退職手当振込口座届出書 (別記様式12) ⑥委任状 (別記様式13) ⑦印鑑証明書

■申込事由別添付書類

※事例により、下記以外の書類を求めることがあります。

	申込事由	添付書類	注意事項
住	新築	①建築確認済証の写し・建築確認申請書の写し	・建築確認を必要としない地域は、「建築工事届出証明書(願)」とする。
		②工事請負契約書の写し	・契約金額に応じた収入印紙が貼付され割印のあるもの ・工事代金、工事完了予定日、代金支払予定日、契約者名、印、契約年月日が確認できること。
		③土地の登記事項証明書(原本)	・交付日から3月以内の原本 ・申込人名義(配偶者を除く。)以外の土地は、地主の「住宅(建築・修理)同意書」(別記様式8)が必要 ・甲区事項欄に、所有権移転請求権の仮登記が付されているときは、その権利者の「承諾書」が必要(コピー可)
		④平面図 *同時に土地を購入	・建築確認申請に添付した平面図の写しで、各室の主な用途を明記したもの ・敷地購入欄の①と④が必要
	増・改築	①建築確認済証の写し・建築確認申請書の写し	・建築確認を必要としない地域は、「建築工事届出証明書(願)」とする。
		②工事請負契約書の写し	・契約金額に応じた収入印紙が貼付され割印のあるもの ・工事代金、工事完了予定日、代金支払予定日、契約者名、印、契約年月日が確認できること。
③土地と建物の登記事項証明書(原本)		・交付日から3月以内の原本 ・申込人名義(配偶者を除く。)以外の土地と建物は、地(持)主の「住宅(建築・修理)同意書」(別記様式8)が必要 ・甲区事項欄に、所有権移転請求権の仮登記が付されているときは、その権利者の「承諾書」が必要(コピー可)	
④平面図		・建築確認申請に添付した平面図の写しで、各室の主な用途を明記し、増・改築の部分を朱書で表示したもの	
宅	修理 [10㎡以内の増・改築を含む。]	①工事請負契約書の写し	・契約金額に応じた収入印紙が貼付され割印のあるもの ・工事代金、工事完了予定日、代金支払予定日、契約者名、印、契約年月日が確認できること。
		②工事見積書の写し	・①の額と一致しているもの ・交付日から3月以内の原本
		③建物の登記事項証明書(原本)	・申込人名義(配偶者を除く。)以外の建物は、持主の「住宅(建築・修理)同意書」(別記様式8)が必要 ・甲区事項欄に、所有権移転請求権の仮登記が付されているときは、その権利者の「承諾書」が必要(コピー可)
		④平面図	・修理部分を朱書で表示したもの

住	購 新築の 建売 (マンション)	①建築確認済証の写し・建築確認申請書の写し	・建築確認を必要としない地域は、「建築工事届出証明書(願)」とする。(マンションは、床面積部分で全階必要) ・建築後3月経過しているときは、「検査済証の写し」が必要
		②売買契約書の写し	・契約金額に応じた収入印紙が貼付され割印のあるもの ・購入代金、代金支払予定日、契約者名、印、契約年月日が確認できること。
		③土地の登記事項証明書(原本) (マンションは、不要)	・交付日から3月以内の原本 ・地(持)主と売主が同一人でないとき又は代理人が契約しているときは、売主に売り渡したことを証明するもの等(「売買契約書」、「売買に関する委任状」、「売渡済証」又は「販売委託契約書」等)が必要(コピー可) ・甲区事項欄に、所有権移転請求権の仮登記が付されているときは、その権利者の「承諾書」が必要(コピー可) ・仮換地・保留地のときは、「仮換地証明書」又は「保留地証明書」をもって登記事項証明書に代える。
		④平面図	・建築確認申請に添付した平面図の写しで、各室の主な用途を明記したもの(マンションは、パンフレットの平面図で可)
宅	入 中古 住宅 (マンション)	①売買契約書の写し	・契約金額に応じた収入印紙が貼付され割印のあるもの ・購入代金、代金支払予定日、契約者名、印、契約年月日が確認できること。
		②土地と建物の登記事項証明書(原本) *マンションは 建物の登記事項証明書(抄本でも可) 土地の登記事項証明書は不要	・交付日から3月以内の原本 ・地(持)主と売主が同一人でないとき又は代理人が契約しているときは、売主に売り渡したことを証明するもの等(「売買契約書」、「売買に関する委任状」、「売渡済証」又は「販売委託契約書」等)が必要(コピー可) ・甲区事項欄に、所有権移転請求権の仮登記が付されているときは、その権利者の「承諾書」が必要(コピー可)
		③平面図	・建築確認申請に添付した平面図の写しで、各室の主な用途を明記したもの(マンションは、パンフレットの平面図で可)
敷	借 入れ	①賃貸借契約書の写し	・契約代金、代金支払予定日、契約者名、印、契約年月日が確認できること。
		②建物の登記事項証明書(原本) ③平面図	・交付日から3月以内の原本 ・各室の主な用途を明記したもの
敷	購 入 〔5年以内に 住宅の建築 義務〕	①売買契約書の写し	・契約金額に応じた収入印紙が貼付され割印のあるもの ・購入代金、代金支払予定日、契約者名、印、契約年月日が確認できること。
		②市街化区域の区分証明書	・都市計画法による地域区分(市街化区域)の指定を受けている市町村は必要
		③農地転用許可書の写し	・②以外の地域で、地目が農地又は採草放牧地のとき必要 ・市町村農業委員会発行の「農地転用許可書を受理したことの証明書」でも可
		④土地の登記事項証明書(原本)	・交付日から3月以内の原本 ・分筆されていないときは、分筆後のもの ・地(持)主と売主が同一人でないとき又は代理人が契約しているときは、売主に売り渡したことを証明するもの等(「売買契約書」、「売買に関する委任状」、「売渡済証」又は「販売委託契約書」等)が必要(コピー可) ・甲区事項欄に、所有権移転請求権の仮登記が付されているときは、その権利者の「承諾書」が必要(コピー可) ・仮換地・保留地のときは、「仮換地証明書」又は「保留地証明書」をもって登記事項証明書に代える。
地	借 入れ	①賃貸借契約書の写し	・契約金額に応じた収入印紙が貼付され割印のあるもの ・契約代金、代金支払予定日、契約者名、印、契約年月日が確認できること。
		②土地の登記事項証明書(原本)	・交付日から3月以内の原本
	補 修	①工事請負契約書の写し	・契約金額に応じた収入印紙が貼付され割印のあるもの ・工事代金、工事完了予定日、代金支払予定日、契約者名、印、契約年月日が確認できること。
その他	物置・車庫 ・塀等	②工事見積書の写し	・①の額と一致しているもの
		③土地の登記事項証明書(原本)	・交付日から3月以内の原本
		④土地の図面	・敷地における工事部分を朱書で表示したもの
		④土地の図面	・敷地における工事部分を朱書で表示したもの

※夫婦等が共同で同一物件を同時に申し込む場合は、一方にその関係が確認できる住民票又は戸籍謄本(交付日から3月以内の原本)を添付することにより、上記の「共通必要書類」を除き、申込時の添付書類は省略することができます。